令和6年12月2日から、現行の保険証は発行されなくなり、マイナンバーカードと一体化します

マイナンバーカードをお持ちでない方や、利用登録をしていない方には、申請することなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

被保険者証（保険証）を更新します

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日で有効期限が切れます。8月から使用する保険証は、7月下旬に郵送します。

・新しい保険証については、保険証の発行が廃止になる12月2日以降でも、内容に変更がなければ有効期限までお使いいただけます。

・安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるよう、新しい保険証とともに個人番号の下4桁をお知らせします。ご自分のマイナンバー下4桁と一致するかご確認ください。

・保険証として利用登録がされたマイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちの方は、医療機関等でぜひご利用ください。

〈国民健康保険〉

▼有効期限　8月1日～令和7年7月31日

▼保険税の納付を忘れずに

特別な事情なく保険税を滞納し、納税相談にも応じない場合は、保険証の使用に制限を受けることがあります。

▼保険証が変更になったときは

国民健康保険から社会保険等に変更になったときは町へ届け出が必要です。新たに加入した社会保険等の保険証と国民健康保険被保険者証を持参し、住民生活課または各支所に届け出てください。

▼問合せ　住民生活課医療保険係　☎72-6909

〈後期高齢者医療保険〉

▼有効期限　8月1日～令和7年7月31日

▼次の方には認定証を同封します

・過去に「限度額適用認定証」の交付を受けたことがあり、令和6年度の所得区分が現役並み所得者1または2の方

・過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、令和6年度の所得区分が低所得区分の方

※令和6年12月2日から、現行の認定証等は発行されません。

▼認定証を医療機関で提示すると

・「限度額適用認定証」：医療費の支払いが一定額にとどまります。

・「限度額適用・標準負担額減額認定証」：医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。

※現役並み所得者1とは

住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）

※現役並み所得者2とは

住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）

▼問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合　☎028-627-6805

○住民生活課医療保険係　☎72-6909

安全な道路のためにご協力ください！

道路や歩道に樹木等がはみ出していると人や車の通行に支障を来し危険です。樹木等は土地所有者に所有権があるため、樹木等が原因で事故が発生すると、樹木等所有者の管理責任が問われる場合があります。

次のような状況が見られる土地の所有者の方は、樹木等の剪定、伐採をお願いします。

・道路上空に枝が繁茂し通行に支障のある高さ

・枯れ木の道路への倒木

・折れ枝、枯れ枝の道路への落下

・竹木の繁茂による道路へのはみ出し

▼問合せ　○町道等　町建設課維持管理係　☎72-6914

○一般国道・県道等　大田原土木事務所保全管理課　☎0287-23-6613

マナーアップ！あなたが主役です「夏の交通安全運動」を実施

▼期　間　7月19日㈮～29日㈪までの11日間

▼目　的

①広く町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、町民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・譲り合い」の気持ちをもって交通マナーの実践を習慣づける

②町民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通安全に対する町民の更なる意識の向上を図る

③町民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする

▼運動の重点

①こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・譲り合い」運転の励行

③自動車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

▼問合せ　総務課危機管理係　☎72-6901